

## 茨木市小売商業活性化促進融資利子補助要綱

茨木市小売商業活性化促進利子補給金補助要綱（平成3年4月1日実施）の全部を改正する。

### （目的）

第1 この要綱は、茨木市中小企業振興資金融資要綱（昭和41年4月1日実施）に定める融資（以下「融資」という。）を受けるもので、かつ、大型店舗の進出に伴い影響を受けると認められる中小企業者が支払った当該融資の利子に対し、市が補助金を交付することにより、中小企業者の経営の安定化、近代化及び合理化に資することを目的とする。

### （補助対象者）

第2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として本市の区域内の同一場所で同一業種の事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者のうち小売業、飲食業又はサービス業（以下「小売商業」という。）を営んでいるもの
- (2) 資本の額若しくは出資の総額が10,000,000円以下の会社又は個人の事業所で、常時使用する従業員の数が50人以下のもの
- (3) 大型店舗の開店が客観的に確実となった時期における開店予定日前6月以内若しくは開店後2年以内にその事業活動に相当の影響を受け又は受けることが予想される小売商業を営むもの
- (4) 次表に定める大型店舗の面積の区分に応じ、当該主たる商圈の半径内において小売商業を営むもの

| 大 型 店 舗 の 面 積           | 主たる商圈の半径 |
|-------------------------|----------|
| 30,000㎡ を超えるもの          | 5.0 Km   |
| 10,000㎡を超え30,000㎡ 以下のもの | 3.0 Km   |
| 3,000㎡を超え10,000㎡ 以下のもの  | 2.0 Km   |
| 1,000㎡を超え 3,000㎡ 以下のもの  | 1.0 Km   |

- (5) 第3に規定する事業認定を受けたもの  
（事業認定）

第3 補助金の交付を受けようとするものは、大型店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に定める店舗面積1,000平方メートルを超える店舗をいう。以下「大型店舗」という。）の出店の影響を受け、又は受けることが予想されることについて、茨木商工会議所の事業認定を受けなければならない。

（補助対象事業）

第4 補助の対象となる事業は、融資の決定を受けたもののうち、融資資金を次の各号のいずれかに充当するものとする。ただし、借入金返済について延滞があるときは、補助の対象とはしない。

- (1) 店舗の新設及び増改築
- (2) 事務の合理化又は販売促進のための業務用事務機器等の取得
- (3) 入店保証金、敷金、内装費その他これに類するもの
- (4) その他特に事業計画上必要と認められるもの

（補助金額等）

第5 補助額は、補助対象額（融資の借入残高）の2パーセント以内の割合で計算して得られた額とする。ただし、1月から12月までの1年につき200,000円を限度とする。

2 補助対象期間は、融資を受けた日の属する月から起算して4年以内とする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、資金を金融機関から借り入れた後、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 融資の申込書及び添付書類の写し
- (2) 第3に基づく事業認定書
- (3) 金融機関との金銭消費貸借契約書等借入を証する契約書の写し
- (4) 返済予定表の写し

2 2回目以降の補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書に前項第4号の返済予定表の写しを添付して市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（返済内容の変更の届出）

第8 第7の補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、返済内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（実績報告及び交付請求）

第9 交付決定者は、各年において当該年分の返済が完了したときは、速やかに当該融資の返済に係る実績報告書（様式第4号）及び補助金交付請求書（様式第3号）に

次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 借入金返済状況証明書

(2) 補助金計算書

(補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

2 補助金は、月を単位とし、毎年1月から12月までの月分を一括して交付する。

(立入検査)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補給を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第15条 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市小売商業活性化促進融資利子

補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市小売商業活性化促進融資利子補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地  
商号(法人名)  
代表者名  
印  
(自署の場合は押印不要)

茨木市小売商業活性化促進利子補助金交付申請書

茨木市小売商業活性化促進利子補助金の交付を次のとおり申請します。

1 借入金

|          |                                       |       |        |    |
|----------|---------------------------------------|-------|--------|----|
| 借入金金融機関名 | 銀行・信用金庫                               |       |        | 支店 |
| 借入金      | 当初元金                                  | 既返済元金 | 本年返済元金 | 残高 |
|          | 円                                     | 円     | 円      | 円  |
| 借入期      | 自 年 月 日 ( 間)<br>至 年 月 日 (うち 間据置) 年利 % |       |        |    |
| 資金の用途    | 設備資金                                  |       |        |    |

2 本年利子額

| 元金 | 利率 | 期間 | 利子額 | 内支払済利子額 | 利子補助申請額 | 備考 |
|----|----|----|-----|---------|---------|----|
|    | %  | ～  | 円   | 円       | 円       |    |
|    |    |    |     |         |         |    |
|    |    |    |     |         |         |    |
|    |    |    |     |         |         |    |

3 添付書類

- ・茨木市中小企業振興資金融資（無担保）の申込書及び添付書類の写し・・・初年度のみ
- ・要綱第3に基づく事業認定書・・・
- ・金融機関との金銭消費貸借契約書等借入を証する契約書の写し・・・
- ・返済予定表の写

（金融機関の証明欄）

上記の貸付金及び利子額については、記載のとおり相違ありませんので証明します。

年 月 日

（金融機関）所在地

名 称  
代 表 者 名

様式第2号

茨木市指令 第 号

所 在 地  
商 号（法人名）  
氏 名 様

年 月 日付け申請の茨木市小売商業活性化促進利子補助金は、  
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第3号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地  
商号(法人名)  
代表者名 印  
(自署の場合は押印不要)

茨木市小売商業活性化促進利子補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた茨木市小売商業活性化促進利子補助金について、次のとおり報告します。

1 借入金

| 借入金融機関名 |              |   | 銀行・信用金庫 | 支店 | 資金の使途  |    | 設備資金    |
|---------|--------------|---|---------|----|--------|----|---------|
| 借入金     | 当初元金         |   | 既返済元金   |    | 本年返済元金 |    | 残 高     |
|         |              |   |         |    |        |    |         |
| 借入期間    | 自            | 年 | 月       | 日  | 借入利率   | 年利 | %       |
|         | 至            | 年 | 月       | 日  |        |    |         |
| 利 子     | 利子支払期間       |   |         |    | 年間支払利子 |    | 内補助金請求額 |
|         | 年 月 日～ 年 月 日 |   |         |    | 円      |    | 円       |

2 添付書類

- ・借入金返済状況証明書
- ・補助金計算書

様式第 4 号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所 在 地

商号 (法人名)

代 表 者 名

印

茨木市小売商業活性化促進利子補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市小売商業活性化促進利子補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象の内容

2 金 額

円